

岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

平成19年11月16日

条例第32号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 後期高齢者医療給付（第2条）
- 第3章 保健事業（第3条・第4条）
- 第4章 保険料（第5条—第23条）
- 第5章 罰則（第24条—第28条）

附則

第1章 総則

（岐阜県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療）

第1条 岐阜県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 後期高齢者医療給付

（葬祭費）

第2条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、5万円を支給する。

第3章 保健事業

（保健事業）

第3条 広域連合は、被保険者の健康の保持増進のために健康診査を行う。

2 広域連合は、前項に掲げるもののほか、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うことができる。

第4条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

第4章 保険料

（保険料の賦課額）

第5条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）

第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

2 前項の賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（保険料の所得割額）

第6条 前条の所得割額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定によ

る控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この項本文、次条から第10条までの規定により当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定した場合において、当該賦課額が第11条に定める賦課額の限度額を超えるときは、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第13条第3項に規定する所得割総額

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき省令第85条で定めるところにより算定した特定期間（法第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げ、所得割額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（保険料の被保険者均等割額）

第7条 第5条第1項の被保険者均等割額は、第13条第3項に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（所得割率及び被保険者均等割額の適用）

第8条 所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、広域連合の区域において均一とする。

（所得割率）

第9条 令和2年度及び令和3年度の所得割率は、0.0855とする。

（均等割額）

第10条 令和2年度及び令和3年度の被保険者均等割額は、44,411円とする。

（保険料の賦課限度額）

第11条 第5条第1項の賦課額は、64万円を超えることができない。

（賦課期日）

第12条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

（保険料の賦課総額）

第13条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額（第15条又は第16条に規定する基準に従い第5条から第11条までの規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「賦課総額」

という。)は、特定期間における各年度の第1号に掲げる合計額の見込額から第2号に掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

(1) 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項(法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。)及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用(法第70条第4項(法第74条第10項、法第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。)の規定による委託に要する費用を含む。)の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)の額の合計額

(2) 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入の額の合計額

2 前項の予定保険料収納率は、特定期間における各年度の賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の合計額の割合として省令第89条で定める基準に従い算定される率とする。

3 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合)

第14条 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 前2項において算定した保険料賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に

係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

- (1) 当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額
- (2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に28万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額
- (3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に52万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2 前項各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
（被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額）

第16条 被扶養者であった被保険者（前条第1項第1号、第2号及び第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(保険料の額の通知)

第17条 保険料の額が定まったときは、広域連合長は、速やかに、これを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(徴収猶予)

第18条 広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当する場合において、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- (3) 被保険者の収入又は被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休止若しくは廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
- (4) 被保険者の収入又は被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。
- (5) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）により、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったとき。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次に掲げる事項すべてに該当するとき。
 - ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - イ 前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに令第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が1,000万円以下であること。
 - ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の徴収の猶予を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料の減免)

第19条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。

(2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。

(3) 被保険者の収入又は被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休止若しくは廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。

(4) 被保険者の収入又は被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。

(5) 被保険者が刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

(6) 前条第1項第5号又は第6号に該当するとき。

(7) 第1号の規定に関わらず、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村に住所を有する被保険者又はその者の属する世帯の主たる生計維持者が、広域連合長が別に定める場合に該当したとき。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。ただし、広域連合長が特に必要であると認めるときは、この限りでない。

(1) 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

4 第1項各号に該当する場合の保険料の減免額については、広域連合長が別に定める。

(保険料に関する申告)

第20条 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者は、4月15日まで（保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、被保険者及びその属する世帯の世帯主その他

その世帯に属する被保険者の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が関係市町村（岐阜県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月23日岐阜県指令市町村第1263号）第2条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）の長に提出されているとき、又は被保険者、その属する世帯の世帯主及びその世帯の他の世帯員である被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）であるときは、この限りではない。

（保険料の納付）

第21条 保険料は、第5条から前条までの規定により、当該関係市町村に住所を有する被保険者及び法第55条又は法第55条の2の規定の適用を受ける被保険者に対して賦課した保険料の額を当該被保険者から関係市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

（関係市町村が徴収すべき保険料の額）

第22条 関係市町村は、前条の規定により、当該関係市町村に住所を有する被保険者及び法第55条又は法第55条の2の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。

2 賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった関係市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割りをもって行う。

3 賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった関係市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割りをもって行う。ただし、当該関係市町村に住所を有しなくなった日において、他の関係市町村に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

4 第2項の規定により算定した額に100円未満の端数があるときはこれを切り上げ、前項の規定により算定した額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

（延滞金の納付）

第23条 延滞金は、被保険者から保険料を徴収する関係市町村が当該被保険者から徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

第5章 罰則

第24条 広域連合は、被保険者が法第54条第1項の規定による届出しないとき（同条第2項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第25条 広域連合は、法第54条第4項又は第5項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料を科する。

第26条 広域連合は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく法第137条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、

又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第27条 広域連合は、偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第4章の規定による徴収金（広域連合が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第28条 第24条から前条までに規定する過料の額は、情状により、広域連合長が定める。

2 第24条から前条までに規定する過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けたものについては、第15条第1項第1号、第2号及び第3号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）」と、第15条第1項第2号及び第3号中「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」とする。

（平成22年度から平成28年度までの年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第3条 平成22年度から平成28年度までの年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条」とあるのは、「第15条若しくは第16条又は附則第4条若しくは附則第5条」とする。

（平成22年度から平成28年度までの年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第4条 平成22年度から平成28年度までの年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号、第1-2号及び第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者（前条第1-2号の規定による減額がされない被保険者に限る。）」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

（平成22年度から平成30年度までの年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第5条 平成22年度から平成30年度までの年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10

分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成22年度から平成30年度までの年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。

(平成29年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第6条 平成29年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合には、同条中「第15条又は第16条」とあるのは、「第15条若しくは第16条又は附則第5条若しくは第8条」とする。

(平成29年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第7条 平成29年度における基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の2を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第8条 平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合には、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号、第1-2号及び第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。)」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者(前条第1項第1号、第1-2号及び第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。)」と、「10分の5」とあるのは「10分の7」とする。

(平成30年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第9条 平成30年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合には、同条中「第15条又は第16条」とあるのは、「第15条若しくは第16条又は附則第5条若しくは第10条」とする。

(平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第10条 平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合には、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号、第1-2号及び第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。)」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者(前条第1項第1号、第1-2号及び第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。)」とする。

(平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第11条 平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合には、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成31年度においては第15条若しくは第16条又は附則第12条に規定する基準に従い」とする。

(平成31年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第12条 平成31年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者であつて、賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がないものについての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは「10分の8」とする。

2 平成31年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者であつて、前項の規定が適用されないものについての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは「20分の17」とする。

(平成32年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第13条 平成32年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成32年度においては第15条若しくは第16条又は附則第14条に規定する基準に従い」とする。

(平成32年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第14条 平成32年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者（賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。）についての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「40分の31」とする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第15条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第16条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第17条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により広域連合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則 (平成20年条例第6号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成20年8月1日から施行する。ただし、改正後の第3条の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の附則第3条及び附則第6条から附則第8条までの規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年条例第5号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第9条及び第10条の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年条例第1号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第9条から第11条までの規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第2号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第2号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第9条から第11条まで並びに第15条第1項第2号及び第3号の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第5号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第15条第1項第2号及び第3号の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年条例第11号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第9条から第10条まで並びに第15条第1項第2号及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第21条及び第22条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条の2第1項各号に該当するに至ったことにより後期高齢者医療の被保険者となる

者について適用し、施行日前に後期高齢者医療の被保険者となった者については、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第2号）
（施行期日等）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年条例第3号）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年条例第4号）
（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第18条第1項第5号及び第6号並びに第19条第1項第6号の規定は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限がある保険料に適用する。
- 3 この条例による改正後の附則第15条から附則第17条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

附 則（令和2年条例第5号）
この条例は、公布の日から施行し、令和2年7月8日から適用する。